

市政記者クラブ 様

令和3年6月16日（水）  
健康福祉局  
新型コロナウイルス感染症対策部  
新型コロナウイルス感染症対策室  
担当：片岡・平野  
電話：972-4389（内線4389）  
（愛知県と同時発表）

## 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業について

令和3年4月1日より本市独自に実施してまいりました、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に医療提供を行う事業について、同年6月16日より愛知県が県全域を補助対象とした事業を新たに実施することに合わせ、同日をもって本市の事業を終了し、県の事業に移行しますので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等が増加する中、保健センターにおいては、日々、自宅療養者等に対し、電話による健康観察を実施しているが、急に体調が悪化した自宅療養者等が、速やかに必要な医療が受けられるよう、地域の医療機関や訪問看護ステーションと連携し、自宅療養者等に向けた医療提供体制を強化するもの。

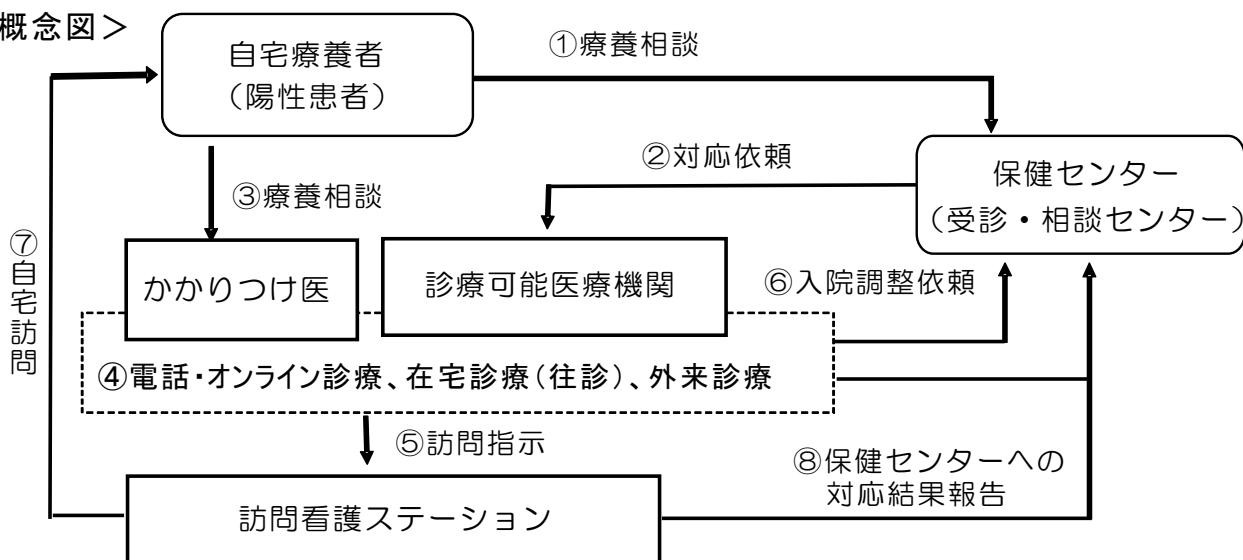
#### 2 実施内容

##### (1) 概要

自宅療養者への電話診療や往診での対応が可能な医療機関や、自宅への訪問が可能な訪問看護ステーションを支援することにより、自宅療養者への医療提供を推進する。

※本市独自事業に新たに訪問看護ステーションを追加

<概念図>



## (2) 各機関の役割

対応機関	内容
保健センター（受診・相談センター）	① ② 自宅療養者からの療養相談を受け、必要に応じ、事前に名古屋市より提供を受けた名簿に登録された診療可能医療機関に対応を依頼する。
かかりつけ医・診療可能医療機関	③④ 自宅療養者からかかりつけ医への療養相談、保健センターからの対応依頼を受け、電話診療、オンライン診療、外来診療又は往診を行う。 ⑤⑥ 必要に応じて訪問看護ステーションに対する訪問指示、保健センターに入院調整を依頼する。 ⑧ 対応結果について保健センターに報告する。
訪問看護ステーション	⑦ かかりつけ医・診療可能医療機関からの訪問指示に基づき、自宅療養者に対する訪問看護を行う。 ⑧ 対応結果について保健センターに報告する。

## (3) 実施期間

令和3年6月16日（水）～9月30日（木）

## (4) 診療報酬への上乗せ額

項目	単位	通常	夜間・休日	深夜
電話等診療	回	4,000円		
往診	回	50,000円		
外来受診	回	30,000円		
訪問看護	回	10,000円	20,000円	30,000円

※ 夜間：18:00～22:00、6:00～8:00 深夜：22:00～6:00

※ 回数の上限はなし

※ 通常、夜間・休日、深夜の算定については重複不可